

ASEANにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	ATIGA原産地自己証明制度実施の遅延	・ASEANの認定輸出者自己証明制度については2つのパイロットプロジェクトが2015年末までに1つに統合される予定だったが、2016年末まで延期された。 (継続)	・第1パイロットプロジェクトへの早期の統合及び全面的な実施。	・ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
	日機輸	(2)	ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	・ASEAN域内では、船足が短いため、ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。 (継続)	・出荷国で、船積み前のForm Dの発給を認めて欲しい。	・ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
	日機輸	(3)	ATIGA原産地証明書フォームDの署名要件の煩雑	・各国販社から常に各国通産省から物流会社の署名を求められると言われ、各国通産省 各国販社 物流会社 工場 各国通産省(原本)というプロセスを経ている。 (変更)	・FTA活用時の運用ルールを、中継会社の署名は不要で統一してほしい。	
	日機輸	(4)	政府指定製品の輸入手続きの国別相違	・各国政府に指定された部材・化学製品などが今後個別の国の法令により輸入手続きが異なることが懸念される。 (継続)	・アジア太平洋諸国に共通のプラットフォームを通じて、すぐに利用できる情報の作成及びレビューを行うこと。	・Nil
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許審査の遅延・恣意性	・ASEAN各国における法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	知的財産権関連情報データベースの未整備	・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	自動部品	(3)	第三者による商標出願	・中国以外のASEAN諸国でも第三者による商標出願が行われており、現地での製造、販売に支障をきたす事例が出始めている。	・登録後の無効審判制度における登録取消制度の拡充。 ・他国で著名な商標の登録防止対策、審査段階での他国著名商標の調査。	・各国商標法